

2017年8月15日

大阪府三島府税事務所長

藤原 敬二様

大阪府職員労働組合府税支部三島分

分会長 兎



要 求 書

三島府税事務所に働く職員の労働条件の向上と、府民サービスの向上、健康で働きやすい職場環境を確保するために、下記のことを速やかに実現することを要求します。

記

1. 分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。
所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。
2. 大阪府当局は2年間府人勧の完全実施を見送った上、一方的に官民比較方法の変更を行い、マイナス勧告となった昨年の府人勧については、給与の引き下げを強行するとともに勧告にもない4月遡及を強行した。不当な給与引き下げをやめ、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。
3. 府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。
4. 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。
5. 非常勤職員の雇用の継続や労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。
6. 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう、関係機関に働きかけること。
7. 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。
8. 「税込確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税込確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。
超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。
9. 職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。
10. 再任用職員の労働条件等を改善すること。
 - ①給与・一時金の改善を行うよう関係機関に働きかけること。
 - ②再任用職員の福利厚生を再任用以外の職員と同等にすること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。
 - ③週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給す

るよう、関係機関に働きかけること。

- 1 1. VDT 作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT 特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。
- 1 2. 空調設備の抜本的な改善を行い、各部屋で調整ができるようにすること。また、冷暖房については、弾力的に運用し、早朝・夜間にも適切な環境設定をすること。

◆要望事項

あわせて、以下の通り要望します。

1. 職員基本条例に基づく相対評価、及び新人事評価制度は、圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないと感じ、府民サービスの向上よりも評価されるための仕事につながりかねないとの懸念を抱いています。とりわけ、全員ががんばってもブラックボックスの中で順位付けが行われる「相対評価」を廃止してください。
2. 職務に対する職員の健全な意見を封じる職員基本条例、労使関係条例を廃止し、府民と直接接する職員の声をくみ上げる風通しの良い府庁組織としてください。
3. 税務業務の民間委託は、本来、賦課から徴収まで一貫して納税者に責任を持つべき体制を分断し、納税者の個人情報保護の観点からも大きな問題を持っています。また、民間委託は非正規雇用を前提とした入札（低価格競争）が行われています。
きわめてデリケートな個人情報を扱う税務業務の民間委託を撤回するとともに、府民に信頼される公正・公平な税務行政を確立してください。
また、大阪府が「民間開放」を口実に、使い捨ての非正規労働を率先して拡大している現状を改め、公契約条例を制定し、非正規労働者の賃金・労働条件の改善の先頭に立ってください。
4. 自動車税全件引継や不動産取得税の課税保留、チェック項目の増加など、業務量が増加しているにもかかわらず、全庁方針に基づく理由のない人員削減が続けられてきました。このことは職員の勤務条件を大きく損なうことはもとより、正確な事務執行の支障となり、納税者に対する画一的・強権的滞納整理につながる恐れがあります。
納税者に対する丁寧で真摯な対応と、正確な業務遂行、専門性の継承に必要な人員を配置してください。
5. 市内府税事務所再編については十分な総括を行うとともに、納税者の権利と利便性を保障することが必要です。一貫した業務執行体制の確立と専門性の向上を基本に、市内自動車税徴収及び法人二税集中化の抜本的な見直しを行ってください。
6. 路上喫煙などによる受動喫煙防止のため、来庁者も利用できる喫煙場所を設けること。
7. 業務にかかわる以下の事項について改善を求めます。
 - ①電話機に関し、保留機能を完備した電話機に更新すること。ナンバーディスプレイ機能を付加すること。
 - ②個人情報を含む書類の増加が見込まれるので、必要となる保管庫は速やかに設置するなど、

安全に管理できる環境を保つこと。

③備品・事務用品・消耗品については、業務に支障のないように整備充実すること。

8. 府民センタービルの建て替えを行うこと。また、建て替えが実現するまでの間、次の措置を講じること。

- 〔1〕 エレベーターを地下まで延長すること。
- 〔2〕 各執務室・倉庫・書庫を拡充すること。
- 〔3〕 1階執務室のガラス部分の安全対策を講じること。
- 〔4〕 1階執務室の玄関側のブラインドを改善すること。
- 〔5〕 男女別休養室を設置すること。
- 〔6〕 更衣室を執務室近くに配置換えすること。
- 〔7〕 女子更衣室に洗面台を設置すること。
- 〔8〕 男子更衣室のカーペットを張り替えること。
- 〔9〕 執務室の床面の全面改修を行い、床下配線などにすること。また、全面改修の予算が講じられないもとにあつては、従前どおり破損箇所をその都度補修すること。
- 〔10〕 ゴキブリなどの害虫駆除を行うとともに特に使用頻度の高い1階トイレの清掃の徹底と換気を十分にし清潔さを保つこと。
- 〔11〕 書庫の電灯について改善すること。

9. 府民センタービルの活用については、一方的に実施せず組合とも協議すること。